短期入所生活介護 · 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

(R0704版)

[1]事業主体概要

	,
事業主体名	社会福祉法人心の会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 神成 裕介
事務局所在地	横須賀市小矢部四丁目19番4号
電話	046-850-3301
法人の理念	(1)人生を楽しんで頂くための福祉すべての人が人生を楽しめる社会を目指す。 (2)ノーマライゼーションの実現高齢者も若者も、障害をもつ者も持たない者も、一緒に暮らせる社会を目指す。 (3)在宅福祉の充実全ての人が自分の家で一生をおくれる社会を目指す。 (4)伴侶動物福祉の発展人と共に生きる伴侶動物を福祉の対象として、その生命と幸せを守る。伴侶動物が幸せな社会を創ることは、人が幸せな社会を創ることである。 (5)災害支援への協力公共の福祉を担う社会福祉法人の使命として、災害被災地を支援する。福祉の設備と人材を活かし、遠方の被災地支援にも取り組む。
他の介護保険関連の事業	・さくらの里 居宅介護支援事業(ケアマネジメント) 通所介護事業・第1号通所事業(デイサービス) ・さくらの家二番館 (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(グループホーム) ・さくらの家三番館 (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(グループホーム) ・さくらの里山科 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
他の介護保険以 外の事業	・障害福祉サービス事業所 あすなろ学苑(就労継続支援B型) ・障害者グループホーム あすなろの家 ・衣笠障害者相談サポートセンター 相談室あすなろ ・まちの診療所 つるがおか(診療所)

[2] 事業所概要

事業所名	さくらの里山科
事業所の目的	ご家族様の負担の軽減、そしてご高齢者様に楽しんで頂くことを 目的とする宿泊サービスを行う。

事業所の運営方	(1)楽しいショートステイ、ご高齢者様のリゾートホテルを目
針	指して ご高齢者様に人生を楽しんで頂くことを目指し、楽し
E 1	いショートステイを造る。いやいや行くショートステイではな
	く、ご高齢者様が楽しみにするショートステイを目指す。
	(2) 自由なショートステイライフ
	お客様には、ホテルで過ごしているように自由に過ごして頂く。
	お好きな時間に起きて、お好きな時間に食事をして、お好きな
	時間にお風呂に入る。そのような生活を目指す。
	(3) 在宅福祉の支援
	施設入居待ちのためのショートステイではなく、在宅生活を継
	続するためのショートステイを目指す。ご家族様のご都合を配
	慮し、ご利用お客様は心身が活性化でき、その後の在宅生活に
	つながることを目標とする。
実施事業	(介護予防) 短期入所生活介護事業 (ショートステイ)
介護保険事業所番号	1471904613
指定年月日	平成24年4月1日
運営体制	2ユニット(各ユニット10名)
定員	2 0 名
所 在 地	神奈川県横須賀市太田和5丁目86番地1
電話	046-857-6333
ファックス	046-857-7799
交通の便	横浜横須賀道路衣笠ICから5分、武山バス停より徒歩15分
建物概要	構造:鉄筋コンクリート4階建て 権利関係:自己所有
	敷地面積4, 108. 03㎡ 延床面積4, 368. 77㎡
居室・共用施設の	
概要	全室に、空気清浄機能エアコン、温水洗面台、3段箪
	等、加湿器、テレビ、冷蔵庫付
	ユニット 10室で1ユニットを構成
	ユニットに、トイレ(暖房付)3か所、食堂居間(エ
	アコン、床暖房付)、浴室(ミストシャワー付き)、
	脱衣室(トイレ付)を配置。 共用施設 エレベーター2基、中間浴室(車いす対応機械浴槽)
	共用施設 エレベーダー2基、中间沿至(単いり対応機械沿僧) 1 室(ショート専用)、特別浴室(寝たきり対応機械
	「至(ショート専用)、特別沿至(後にさり対応機械 浴槽)1室(兼用)、職員室、事務室、医務室、
	一

緊急対応方法	(1) 管理者(施設長)又は管理者補佐(副施設長)に必ず連絡
N(10,73,10,73,12	がつく体制をとっています。
	(2)日中は必ず常勤職員が施設におり、緊急対応を行います。
	(3) 夜間は、夜勤職員を2ユニットに1名置くのに加え、施設
	_
	体で宿直待機職員を1名置き、緊急対応を行います。
	(4)利用者の健康上の急変においては、提携医療機関に連絡を
	とることとします。
	(5)災害時等においては、法人事務局が緊急援助を行います。
	自動火災探知機設置、スプリンクラー、非常通報ベル、消防署自
	動通報装置を設置。地下に消防用防火水槽設置。
	非常階段2か所設置。各階においては2か所の通常階段、2か所
	のエレベーターに加え、2か所の非常口を設置。4か所の経路よ
防犯防災設備	り避難可能。さらに2階ベランダより庭にも避難可能。合計5方
避難設備等の概	向の避難経路確保。
要	各ユニットの出入り口及び非常口にはドアの開閉報知装置を設
	置。
	防犯のため、2か所の避難階段には24時間録画の監視カメラを
	設置。1階は夜間、外部からの侵入を感知する機械警備装置並び
	に事務室の機械警備装置を設置。
損害賠償責任保険	株式会社 損害保険ジャパン
第三者評価	実施なし

[3]職員体制

職員の職種	人員	保 有 資 格
管理者 (施設長)	常勤兼務 1名	介護支援専門員・社会福祉士
生活相談員	常勤兼務 3名	
介護職員	常勤専従 6名、非常勤専従 5名以上	介護福祉士 4名
看護職員	常勤兼務 2名、非常勤兼務 3名以上	
栄養士	常勤兼務 2名	管理栄養士 1名
調理師	常勤兼務 3名、非常勤兼務 1名以上	
調理職員	非常勤兼務 4名以上	
事務職員	常勤兼務 1名、非常勤兼務 4名	
運転職員	非常勤兼務 2名以上	
医師	常勤兼務 1名	

[4]勤務体制

昼間の体制	日勤 7時~16時、8時30分~17時30分、10時~19時、13時~22時、
	7時~11時、10時~14時、14時~18時、18時~22時
夜間の体制	2 ユニットで夜勤 1 名 22時~翌朝7時

[5] 利用者負担金

利用者負担金を別紙のとおり定めます。

[6] サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活 介護サービス記録書等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業所は、前記の介護記録書その他の記録を整備し、サービス完結後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

[7] キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には次の連絡先までご連絡ください。 連絡先(電話): 046-857-6333 さくらの里山科
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルはキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は無料です。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金と一緒にお支払いいただきます。
- (4) キャンセル料は、利用者負担金の100%の金額になります。

「8] サービス提供の中止

台風、洪水、大雪、地震等の天災、及び道路の不通や停電を伴うような大きな事故が起きた際に、利用者宅への送迎が不可能な場合には、サービス提供を中止させていただく場合があります。

[9] ご利用中の留意点

- (1) 面会・外出について ご利用中のご家族様のご面会、ご利用者様のご外出は自由に行えます。
- (2) 所持品の持込について 所持品の持込については、自分の居室に納まる範囲であれば、一切の制限を設け ません。なお、最低限必要な所持品については、別紙にて定めます。
- (3) 所持金の管理について ご要望に応じて、職員が所持金の管理を行います。
- (4) 医療機関への通院について 定期的な医療機関への通院がある場合は、原則としてご家族様が送迎するものと します。

[10] 緊急時の対応

サービスご利用中の体調急変、その他必要な場合はすみやかに主治医または事業所の提携医療機関及び代理人、又は家族への連絡を行い事業所が医療機関へお連れします。

[11] 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護 支援事業者・介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に関してとった処置については、記録いたします。
- (3) 利用者に対する短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス の提供に当たって、事業所の過失により事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に 損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を 賠償します。

「12]事故防止指針

- (1) 事故の発生又は再発を防止するため、事故防止委員を設置します。
- (2) 事故防止委員は2か月に1回事故防止委員会を開催します。
- (3) 事故が発生した際は、発生した部署は経過記録と再発防止策をまとめた事故報告書を事故防止委員に提出します。
- (4) 事故防止委員会は事故報告書を分析し、改善策を策定し、それを職員に周知徹底 します。
- (5) 事故防止委員会は、委員の中から事故防止担当者を任命します。事故防止担当者は、事故防止委員会の業務を推進することに責任を負うものとします。
- (6) 事故防止担当者は外部の研修を受け、事故防止に関する理論と最新情報を学び、 それを事故防止委員に伝えるものとします。
- (7) 事故防止委員は職員に対して、事故防止に関する研修を実施します。

[13] 非常災害対策

- (1) 事業所は、非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定めています。
- (2) 事業所は年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練(うち1回は夜間または夜間想定訓練)を行うこととします。

[14] 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を 策定し、職員に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとしま す。また、定期的に計画を見直し、必要に応じて変更を行うものとします。

[15] 虐待防止

- (1) 理由の如何によらず、利用者に対する虐待及び虐待に類する行為は一切禁止し、 職員が利用者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰します。
- (2) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じます。
- (3) 施設長は職員に虐待禁止の研修を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう適切に職員を監督するものとします。

[16] 衛生管理

- (1)事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療器具の管理を適正に行うものとします。
- (2) 事業所は感染症が発生又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとします。

[17] 所持品の防炎加工処理品指定について

消防署の指導に基づき、所持品のうち、敷物類(絨毯、ラグ等)、壁に掛ける布類 (のれん類) は全て防炎加工処理された物とすることとします。また、寝具類 (布団、毛布、枕等) 及びリネン等 (シーツ、カバー等) も可能な限り、防炎加工処理された 物とすることとします。

「18]秘密保持

(1) 個人情報使用について

利用者並びにその家族の個人情報については、個人情報使用同意書に基づき使用するものとします。個人情報使用同意書に定められていない使用は一切いたしません。

(2) 職員の守秘義務

施設の職員は、業務上知り得た入居者並びにその家族の個人情報については、厳に 秘密を守り一切口外しないことを、雇用契約書にて誓約しております。その守秘義務 を退職後も厳守することも、雇用契約書にて誓約しております。

「19]身体的拘束等の廃止について

- (1) 利用者の生命、安全の確保のためやむを得ない場合を除き、入居者の身体、及び 拘束に類する行為は一切おこなわないものとします。利用者の生命、安全の確保のた めやむを得ず拘束等を行う場合は、虐待・身体拘束防止委員会で検討を行い、入居者 の家族に事情を説明し、同意を得るものとします。その際には拘束等の理由、方法、 場所、時間、入居者の様子、対応を記録するものとします。
- (2) 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します

[20] 職員研修

全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置 を講じるものとします。また、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものと します。

[21] 顧問医師

│顧 問 医 師│まちの診療所 つるがおか 院長 白:	顧	問	医	師	まちの診療所	つるがおか	院長	白井	輝	医師
-----------------------------	---	---	---	---	--------	-------	----	----	---	----

[22] 提携医療機関

提携医療機関 衣笠病院

「23]提携歯科医院

|提 携 歯 科 医 院│太陽の家 付属歯科診療所 湘南グリーンクリニック

[24] 苦情相談機関

(1) 内部での苦情相談窓口

	さくらの里山科 ショート長 加藤あゆ美
 苦情受付担当者	電話番号 046-857-6333
百用文刊担当有	FAX番号 046-857-7799
	不在時は他の常勤職員が対応いたします。
	施設長 若山 三千彦
苦情解決責任者	電話番号 046-857-6333
	FAX番号 046-857-7799
法人苦情解決	法人事務長 若山 加奈江
法人古旧胜法 総責任者	電話番号 046-850-3301 (法人事務局)
秘具111日 	FAX番号 046-852-4040

(2) 苦情処理のための第三者委員

第三者委員 栗山会:栗田 敏彦	
-----------------	--

(3) 外部苦情申し立て機関

		1# A= 4= 1 1 1 1 1
横須賀市役所	住所	横須賀市小川町11
民生局福祉こども部	電話番号	046-822-8253(直通)
	FAX番号	046-827-8845
介護保険課給付係 	対応時間	8:30~17:15
神奈川県国民健康保険	/ 	世次十五四柱m 0.7 4
団体連合会(国保連)	住所	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
介護保険課	対応時間	8:30~17:15
介護苦情相談係		
かながわ福祉サービス	住所	横浜市神奈川区反町3丁目17-2
	電話番号	0 4 5 - 3 1 1 - 8 8 6 1
運営適正化委員会	FAX番号	0 4 5 - 3 1 2 - 6 3 0 2
事務局	対応時間	9:00~17:00

[※]横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお申出下さい。

【 説明同意欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し本書類を一部利用者に交付しました。

事業所 事業所名 社会福祉法人心の会

さくらの里山科

住 所 横須賀市太田和5丁目86番地1

管理者氏名 施設長 若山 三千彦

説明者氏名	

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり上記のとおり説明を受け、その内容に同意し本書類を一部受領しました。

利用者	住	所	
	氏	名	
利用者代理人	住	所	
	氏	名	
身元引受人	住	所	
	氏	名	

さくらの里山科 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

令和7年 7月1日

[5] 利用者負担金

- (1) 利用者にお支払いいただく利用者負担金は、次表のとおりです。
- (2) 利用者負担金には、介護保険法の定める基本利用料と、保険外の別途利用料(食費等)が あります。
- (3)介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。
- (4) 利用者の希望により趣味活動に要した実費(材料費等)及び外出行事に要した実費(交通 費、入場料等)は利用者負担となります。趣味活動については、事前に利用者又は代理人(ご 家族)に通知して了解を得てから行って頂きます。
- (5) 通常の送迎の実施地域(横須賀市)以外の送迎についてのみ、車両使用の場合、通常の送 迎の実施地域をこえる地点から1km15円にて交通費が必要となります。(別途見積りをい たします)
- (6) 利用者負担金につきましては、毎月請求書と利用明細書をお送りいたします。
- (7) 利用者負担金は、下記の方法にてお支払い下さるようお願い致します。
 - ①自動口座引落(ご指定の金融機関口座から引き落とします)
 - ②現金払い(月1回定められた日にお支払い願います)
 - ③お振込み(当方の銀行口座又は郵便局口座へお振込みいただきます。恐縮ですが、手数料 は利用者負担となります)
- (8) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。 居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合 には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割 又は8割又は7割)を請求することになります。
- (9)基本利用料(介護保険自己負担分) 令和7年4月現在

①基本サービス費

介護認定	1日当た	1日当たり	1日当たり自己	1日当たり自己	1日当たり自己
	り単位数	介護報酬	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
要支援1	5 2 9	5,639円	563円	1, 127円	1,691円
要支援2	656	6, 992円	699円	1,398円	2,097円
要介護 1	704	7,504円	750円	1,500円	2,251円
要介護 2	772	8, 229円	822円	1,645円	2, 468円
要介護3	8 4 7	9,029円	902円	1,805円	2,708円
要介護4	918	9,785円	978円	1, 957円	2,935円
要介護 5	987	10,521円	1,052円	2, 104円	3, 156円

①基本サービス費(連続60日を超えて利用する場合)

介護認定	1日当た	1日当たり	1日当たり自己	1日当たり自己	1日当たり自己
	り単位数	介護報酬	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
要介護 1	670	7, 142円	7 1 4円	1, 428円	2, 142円
要介護 2	740	7,888円	788円	1, 577円	2,366円
要介護3	8 1 5	8,687円	868円	1,737円	2,606円
要介護 4	886	9, 444円	944円	1,888円	2,833円

955	10, 180円	1,018円	2,036円	3,054円
②若年性認知症利用者受入加算費				
1日当た	1日当たり	1日当たり自己	1日当たり自己	1日当たり自己
り単位数	介護報酬	負担金(1割)	負担金(2割)	負担金(3割)
120	1,279円	127円	255円	383円
③送迎加算費(片道)				
1回当た	1回当たり 介	1回当たり自己	1回当たり自己	1回当たり自己
り単位数	護報酬	負担金(1割)	負担金(2割)	負担金(3割)
184	1,961円	196円	392円	588円
④サービス提供体制強化加算(皿)費				
1日当た	1日当たり	1日当たり自己	1日当たり自己	1日当たり自己
り単位数	介護報酬	負担金(1割)	負担金(2割)	負担金(3割)
6	63円	6円	12円	18円
⑤看護体制加算(Ⅱ)費				
1日当た	1日当たり	1日当たり自己	1日当たり自己	1日当たり自己
り単位数	介護報酬	負担金(1割)	負担金(2割)	負担金(3割)
8	85円	8円	17円	25円
⑥長期利用者提供減算				
1日当た	1日当たり	1日当たり自己	1日当たり自己	1日当たり自己
り単位数	介護報酬	負担金(1割)	負担金(2割)	負担金(3割)
-30	-319円	-31円	-63円	-95円
	知 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1	知症利用者受入加算費 1日当た り単位数 介護報酬 120 1,279円費 (片道) 1回当た 1回当たり 介	知症利用者受入加算費 1日当た 1日当たり 1日当たり自己 9単位数 介護報酬 負担金(1割) 120 1,279円 127円費(片道) 1回当た 1回当たり 介 1回当たり自己 9単位数 護報酬 1回当たり自己 9担金(1割) 184 1,961円 196円提供体制強化加算(Ⅲ)費 1日当た 1日当たり 1日当たり自己 9単位数 介護報酬 1日当たり自己 9単位数 介護報酬 6円加算(Ⅱ)費 1日当た 1日当たり 1日当たり自己 9単位数 介護報酬 9担金(1割) 8 8 85円 8円移提供減算 1日当た 1日当たり 1日当たり自己 1日当たり自己 1日当たり自己 1日当たり 1日当たり自己 1日 1日当たり自己 1日コニュー1日 1日コニュー1日コニ	和症利用者受入加算費 1日当た 1日当たり 1日当たり自己 1日

⑦介護職員等処遇改善加算 (I)

算定した単位数の14.0%に相当する単位数を加算

- ※介護報酬は、単位数×10.66円で計算されます。
- ※自己負担金は介護保険負担割合証に基づき、介護報酬の1割、2割又は3割となります。
- ※1ヶ月の自己負担金は1か月分の単位数を合計してから計算されますので、1日当たりの 自己負担金をご利用日数分合計した金額とは多少異なる場合があります。

(10)滞在費及び食費

令和7年7月

利用者負担段階	1日当たり滞在費	1日当たり食費	合計
第1段階	880円	300円	1, 180円
第2段階	880円	600円	1, 480円
第3段階①	1 2700	1,000円	2,370円
第3段階②	1,370円	1, 300円	2,670円
第4段階	2, 550円	1, 930円	4, 480円

※朝食500円、昼食730円、夕食600円、おやつ100円

※入居と退居日は、滞在時間に関わる食事のみの料金となります。

(11) その他の費用(利用者の希望による)

趣味活動費	各種趣味活動に参加した利用者のみ実費をお支払い頂きます
個人の嗜好品等	実費